

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2023年2月14日	
【会社名】	株式会社フィル・カンパニー	
【英訳名】	Phil Company, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 能美 裕一	
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地三丁目1番12号 フィル・パークTOKYO GINZA Shintomi Lab.	
【電話番号】	03-6264-1100	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 西村 洋介	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地三丁目1番12号 フィル・パークTOKYO GINZA Shintomi Lab.	
【電話番号】	03-6264-1100	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 西村 洋介	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	249,896,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	227,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 上記普通株式(以下「本株式」といいます。)に係る自己株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)は、2023年2月14日(火)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 本株式の振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	227,800株	249,896,600	
一般募集			
計(総発行株式)	227,800株	249,896,600	

- (注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。
2. 発行数は、当社が処分する自己株式の総数です。
3. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,097		100株	2023年3月7日		2023年3月7日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
割当予定先であるONGAESHIキャピタル投資事業有限責任組合1号(以下「ONGAESHIキャピタル」といいます。)及びカヤック社(以下、ONGAESHIキャピタル及びカヤック社を個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込み及び払込みの方法は、申込期間内に当該株式の総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、当該割当予定先に対する本自己株式処分は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フィル・カンパニー 経営管理本部	東京都中央区築地三丁目1番12号 フィル・パークTOKYO GINZA Shintomi Lab.

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
249,896,600	5,000,000	244,896,600

- (注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、本自己株式処分に関する弁護士費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用等)の合計額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額244,896,600円につきましては、未活性空間(駐車場・空き地・空き家等)を活性化するための空中店舗フィル・パーク又はプレミアムガレージハウス開発のための土地購入資金へ充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
未活性空間(駐車場・空き地・空き家等)を活性化するための空中店舗フィル・パーク又はプレミアムガレージハウス開発のための土地購入資金	244	2023年3月～ 2023年11月
合計	244	

(注) 当社は、本自己株式処分により調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

当社グループは、後記「1. 今般の自己株式処分をしようとする理由 (1) 本資本業務提携()の理由」に記載のとおり、社会課題となっている空き地、空き家、狭小地、変形地など従来活用が困難であった「未活性空間」を、“SPACE ON DEMAND”をコンセプトに空中店舗フィル・パークやプレミアムガレージハウスとして開発することを推進しております。国内では、上記のような未活性空間が年々増加しており、未活性空間が増えると、街の利便性の低下や賑わいの減少に繋がり、人通りや日没後の照明の減少から街の治安の悪化に繋がるおそれがあります。当社グループは、こうした状況を社会課題と捉え、空中店舗フィル・パーク又はプレミアムガレージハウスの開発を通じて、未活性空間を小規模な商業施設や多様なライフスタイルを営むガレージハウス等として新たに活用することで周辺地域に活気を生み出し、地域の活力向上に寄与することで、その解決に貢献することを目指しております。

上記の取り組みを実現していくための当社が購入する土地の購入資金として、2023年3月から2023年11月までに約245百万円を充当することを予定しております。

1. 今般の自己株式処分をしようとする理由

(1) 本資本業務提携()の理由

当社グループは、Phil = 共存共栄を企業理念として、土地オーナー・入居者・地域にとって三方良しとなる企画である「空中店舗フィル・パーク」及びガレージ付賃貸住宅「プレミアムガレージハウス」など空間ソリューション事業を展開しております。

「空中店舗フィル・パーク」は、駐車場(コインパーキング)の上部“未利用”空間や狭小地・変形地など商業エリアであるにもかかわらず活用が困難な未活性空間を主な企画対象とし、「請負受注スキーム」と「開発販売スキーム」の2つのスキームで事業展開することにより累計プロジェクト数も230件を超える実績まで成長しております。「請負受注スキーム」は、このような活用が困難な未活性空間を所有する土地オーナーに対し、その場所の需要に応じた空間づくり(SPACE ON DEMAND)をコンセプトに、テナントの賃貸需要や事業メリットを最大限に引き出す企画提案を行い、企画から設計・施工・入居者の誘致までワンストップでサービスを提供しております。また「開発販売スキーム」は、自社で土地を取得し「空中店舗フィル・パーク」を企画・開発し、希少な新築小型商業施設を投資家等に販売するサービスを提供しております。

ガレージ付賃貸住宅「プレミアムガレージハウス」においては、開発から取り残されてきた駅から離れた郊外の空き地や資材置き場など従来活用が困難な未活性空間を主な企画対象としております。1階を車庫、趣味や仕事の空間として利用可能なガレージ、2階を居住空間としたガレージ付賃貸住宅の企画・設計・施工・入居者募集までワンストップでサービスを提供するとともに、自社サイトを通してガレージスペースを利用した様々なガレージライフを発信していくことで、自由で多様なライフスタイルを実現できる空間を提供し、変化する社会に貢献してまいりました。

一方で、当社グループを取り巻く環境は、少子高齢化を背景とした都市のスポンジ化に加え、長期に渡る新型コロナウイルス感染症の影響による街の中における未活性空間の増加、気候変動や脱炭素社会への対応など目まぐるしく変化しております。当社グループは、このような環境変化に対応しながら企業の持続的成長と持続可能な社会の両立を実現するため、当社グループが目指す姿を「未活性空間の価値を最大化する事業創造会社」と再定義し、2022年1月に中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画においては、中期経営計画期間を更なる飛躍のための成長投資フェーズと位置付け、必要な成長投資を実施することにより人材・ノウハウ・ネットワーク・ブランドなど無形資産(非財務資本)の蓄積に努めながら、日本全国に広がっている未活性空間の活用のために多様なパートナーと連携して成長戦略を実行することにより、企業価値を向上していくことをコミットしております。そして、この度当社グループの経営理念及び当該中期経営計画に共感頂きながら、業務提携契約の締結を前提に中長期的に当社株式を保有し、共に成長戦略を実行していける戦略的パートナーとして、ONGAESHI社及びTryfunds社並びにカヤック社を資本業務提携先かつ割当予定先に選定いたしました。

本資本業務提携 について

ONGAESHIキャピタルは、Jリーグ前チェアマンである村井満氏が「夢を追い続けた人間が報われる社会を作る」ことを理念に掲げて設立した法人であるONGAESHI社と、「意志ある挑戦を創造する」ことを経営理念に掲げ企業の「ミッシングパーツ(戦略実現のために補うべき経営資源)の調達」を強みとした次世代投資会社であるTryfunds社が日本やアジアを再活性化させる取り組みとして共同で設立したESG重視型投資ファンドであります。地域経済の活性化が日本を元気にするという村井氏の想いと、その時代・社会・地域に合った空間の企画・創造を通して社会課題である「未活性空間の増加」を解決し、まちと暮らしに持続可能な活性化をもたらす当社の取り組みが合致し、地域の活性化のために当社の不足する経営資源を両社に補って頂きながら戦略的パートナーとして関係を築くことが、今後の当社グループにおける飛躍的な事業の拡大と企業価値の向上に繋がるものと判断いたしました。

本資本業務提携 について

カヤック社は、「つくる人を増やす」という経営理念のもと、固定概念にとらわれない発想力・企画力、かたちにしていく技術力を強みに、2020年には「ちいき資本主義事業部」を設立し、デジタル地域コミュニティ通貨「まちのコイン」といった地方創生や自治体DX、地域コミュニティの活性化を推進しております。当社は、駐車場・変形地・狭小地など未活性空間の活性化に主にハードである空中店舗フィル・パークやプレミアムガレージハウスの開発により取り組んでまいりました。今後、カヤック社と連携して地域コミュニティの活性化に繋がる未活性空間の活用方法と地域事業モデルの開発をしていくことでハードとソフトの両面から地域の活性化に貢献することが、今後の当社グループの企業価値の向上に繋がるものと判断いたしました。

: 当社が、2023年2月14日開催の取締役会において決議した、株式会社ONGAESHI Holdings(以下「ONGAESHI社」といいます。)及び株式会社Tryfunds(以下「Tryfunds社」といいます。)との間の資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)、株式会社カヤック(以下「カヤック社」といいます。)との間の資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を総称して「本資本業務提携」といいます。

(2) 本資本業務提携の内容

資本提携の内容

当社は、本自己株式処分により、割当予定先に対して、合計約2億5000万円相当の当社普通株式を割り当てます。ONGAESHI キャピタルに対して割り当てる当社普通株式は182,300株(2022年11月30日現在における当社の発行済株式総数に対する比率は3.16%)、カヤック社に対して割り当てる当社普通株式は45,500株(2022年11月30日現在における当社の発行済株式総数に対する比率は0.79%)となります。本資本業務提携により当社及び割当予定先間の協力体制を構築し、事業の推進をより確実なものにすること並びに空中店舗フィル・パーク又はプレミアムガレージハウス事業への投資資金の調達を目的にしています。そのため、本自己株式処分の方法については、公募による方法よりも、本資本業務提携の相手方であるONGAESHI社及びTryfunds社の子会社である株式会社TRYFUNDS INVESTMENTが運営するONGAESHI キャピタル並びに本資本業務提携の相手方であるカヤック社という特定の者との関係を前提とする第三者割当の方法が馴染むものであると判断いたしました。本自己株式処分により、既存の株主には一定の希薄化が生じますが、本資本業務提携を実施することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に繋がり、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、各割当予定先は原則として本株式を中長期的に保有する方針であることから、今回の処分数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成の上で、合理的であると判断いたしました。

() 本資本業務提携の提携内容について

1. 地方創生・地域活性の機会創出に関する事業計画の策定及び実行支援
2. 組織・HR(*)活性化に関する事業計画の策定及び実行支援
3. 各種ファイナンススキーム構築による事業促進の支援
4. 新規事業の構築に関する支援
5. カーボン・ニュートラル化に関する事業計画の策定及び実行支援

() 本資本業務提携の提携内容について

1. 地域コミュニティの活性化に資する空地利用と地域事業モデルの開発
2. 未活性空間の活用につながる新しいライフスタイル提案とコミュニティ開発
3. 上記に関連するフィル・パーク及びプレミアムガレージハウス事業に関するコミュニケーション戦略の推進
4. 上記に関連するフィル・パーク及びプレミアムガレージハウス事業に関するコンテンツマーケティングの実施

(*)Human Resources(人的資源)

(3) 役員等の受入

ONGAESHI社及びTryfunds社は、本資本業務提携において、当社の取締役の候補者1名を推薦することができ、かかる推薦に従い、当社は、ONGAESHI社及びTryfunds社が推薦した者を取締役候補者とする取締役選任議案を、当社の株主総会上に上程するものとされております。なお、かかる取締役選任議案の上程の具体的な時期及び方法については、本日時点で確定しておりません。

(4) 本資本業務提携の相手先の概要

本資本業務提携の相手先である割当予定先の概要は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。なお、本資本業務提携の相手先であり、割当予定先に含まれていないONGAESHI社及びTryfunds社の概要は以下のとおりです。以下に記載した内容は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日(2023年2月14日)現在のものです。

[Ongaeshi社]

名称	株式会社ONGAESHI Holdings
本店の所在地	埼玉県さいたま市浦和区前地2丁目1番地4
代表者の役職・氏名	代表取締役 村井 満
事業内容	投資運営管理業、経営コンサルティング業等
資本金	25,000千円(2023年1月31日現在)
設立年月日	2022年4月1日
大株主及び持株比率	村井 満 100%
提出者との間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 最近3年間の経営成績及び財務状態については、守秘義務条項に基づき非開示とさせていただきます。

[Tryfunds社]

名称	株式会社Tryfunds
本店の所在地	東京都港区芝3丁目1番14号芝公園阪神ビル5階
代表者の役職・氏名	代表取締役 丹野 裕介
事業内容	事業投資、子会社を通じた投資ファンド運営、M&Aアドバイザー、企業間パートナーシップに関するアドバイザー、海外進出、事業開発支援、経営人材・グローバル人材ヘッドハンティング、地方創生・事業承継支援等
資本金	79,640千円(2023年1月31日現在)
設立年月日	2012年9月19日
大株主及び持株比率	非開示(注1)
提出者との間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注1) 本資本業務提携の相手方であるTryfunds社の大株主及び持株比率に関する情報については、株主からの開示の同意が得られていないため記載しておりません。

(注2) 最近3年間の経営成績及び財務状態については、守秘義務条項に基づき非開示とさせていただきます。

(5) 日程

本資本業務提携及び本自己株式処分に関する取締役会決議日	2023年2月14日
本資本業務提携及び本自己株式処分に関する契約締結日	2023年2月14日
本自己株式処分の払込期日	2023年3月7日(予定)
本資本業務提携の開始日	2023年3月7日(予定)

(6) 今後の見通し

当社は本資本業務提携及び本自己株式処分が、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点における2023年11月期の業績への具体的な影響額は未定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先

割当予定先の概要、提出者と割当予定先との間の関係及び提出者と割当予定先の業務執行組合員等との間の関係は、2023年2月14日現在におけるものであります。

ONGAESHI キャピタル投資事業有限責任組合 1号

a. 割当予定先の概要

名称	ONGAESHI キャピタル投資事業有限責任組合 1号
所在地	東京都港区芝3丁目1番14号
組成目的	日本国内の金融商品取引所に上場されている企業が発行するエクイティ等に対する投資を行うこと
出資の総額	214,100千円(2023年2月14日現在)
主たる出資者及びその出資比率	ONGAESHI キャピタル有限責任事業組合 0.5% その他の出資者については、日本国内の事業会社1社及び個人投資家3名で構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。
業務執行組合員等の概要	
名称	ONGAESHI キャピタル有限責任事業組合
所在地	東京都港区芝3丁目1番14号
代表者の役職・氏名	代表組合員 株式会社TRYFUNDS INVESTMENT
組成目的	投資事業組合財産の運用及び管理
出資の総額	2,000千円
主たる出資者及び出資比率	株式会社TRYFUNDS INVESTMENT 50% 株式会社ONGAESHI Holdings 50%
ONGAESHI キャピタル有限責任事業組合の業務執行組合員等(株式会社TRYFUNDS INVESTMENT)の概要	

名称	株式会社TRYFUNDS INVESTMENT
本店所在地	東京都港区芝3丁目1番14号芝公園阪神ビル5階
代表者の役職・氏名	代表取締役 丹野 裕介
資本金	10,000千円(2023年1月31日現在)
事業の内容	投資運営管理業等
主たる株主及びその出資比率	株式会社Tryfunds 100%
ONGAESHIキャピタル有限責任事業組合の業務執行組合員等(株式会社ONGAESHI Holdings)の概要	
名称	株式会社ONGAESHI Holdings
本店所在地	埼玉県さいたま市浦和区前地2丁目1番地4
代表者の役職・氏名	代表取締役 村井 満
資本金	25,000千円(2023年1月31日現在)
事業の内容	投資運営管理業、経営コンサルティング業等
主たる株主及びその出資比率	村井 満 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 提出者と割当予定先の業務執行組合員等との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

株式会社カヤック

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社カヤック
本店の所在地	神奈川県鎌倉市御成町11番8号
直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 事業年度 第17期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 2022年3月28日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第18期第1四半期 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日) 2022年5月12日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第18期第2四半期 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月15日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第18期第3四半期 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月14日関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社が割当予定先を選定した理由は、「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 1. 今般の自己株式処分をしようとする理由 (1) 本資本業務提携()の理由」に記載のとおりです。

(3) 割り当てようとする株式の数

本株式の総数は227,800株です。当社は、各割当予定先に以下に記載する株数を割り当てます。

ONGAESHI キャピタル 182,300株

カヤック社 45,500株

(4) 株券等の保有方針

各割当予定先は、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本自己株式処分により取得する本株式を原則として中長期的に保有する方針であることを書面で確認しております。

当社は、各割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得する本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

ONGAESHIキャピタル投資事業有限責任組合1号

当社は、ONGAESHIキャピタルの銀行口座が開設準備中であることから、ONGAESHIキャピタルの主たる出資者である日本国内の事業会社から2023年2月8日現在の銀行普通預金口座に係る残高証明書の交付を受け、同社の銀行普通預金口座の残高について、単独で本株式の払込に要する資金以上の残高があること、また、ONGAESHIキャピタルと同社が締結している投資事業有限責任組合契約に基づく出資の払込のみで本株式の払込に要する資金以上になることをそれぞれ確認しております。同社によれば、本株式の払込に要する資金の原資は銀行からの借入金となるため、当社は、当該借入金に係る返済期限が本自己株式処分の払込期日以後であり、払込資金としての実効性に問題がないことを確認しております。また、当社は、ONGAESHIキャピタルを通じて、各出資者の銀行普通預金口座の残高(但し、上記の日本国内の事業会社における銀行からの借入金を除きます。)が各出資者の自己資金であることを、ONGAESHIキャピタルの主たる出資者である日本国内の事業会社については書面で、その他の出資者については口頭でそれぞれ確認しております。その結果、本株式の払込みに要する十分な資金を確保しているものと判断しております。

株式会社カヤック

当社は、カヤック社につき、同社の第18期第3四半期報告書(2022年11月14日提出)における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株式の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産(現金・預金:2,796,594千円、流動資産計:5,816,290千円)を保有していることを確認しております。また、同社の第18期通期決算短信(2023年2月13日提出)における連結貸借対照表により、同社が本株式の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産(現金・預金:4,132,068千円、流動資産計:7,624,428千円)を保有していることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

ONGAESHIキャピタル投資事業有限責任組合1号

当社は、割当予定先であるONGAESHIキャピタル(同組合の組合員、関係企業、関係企業の役員及び関係企業である組合の組合員を含みます。)について、株式会社東京エス・アール・シー(東京都目黒区上目黒4丁目26番4号、代表取締役:中村勝彦)に調査を依頼し、同社から、調査対象企業及び個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査を行ったとの報告を受けております。これらの調査を行った結果、上記の調査対象先のいずれについても、反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。調査報告書に基づき、当社としては調査対象先のいずれについても、反社会的勢力等との関与の事実はないと判断しております。

株式会社カヤック

当社は、カヤック社は東京証券取引所グロース市場に上場しており、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(2022年3月28日)において公表している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況等の記載から、同社は反社会的勢力と関係がないと判断しました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項なし

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本自己株式処分により処分する本株式の払込金額については、各割当予定先との協議により、本株式の処分に係る取締役会決議の直前取引日(2023年2月13日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値である1,097円としました。

取締役会決議の直前取引日における終値を採用することとしたのは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠して、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。

なお、本株式の払込金額は、本株式の処分に係る取締役会決議日の直前取引日(2023年2月13日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,055円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して3.98%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である1,022円に対して7.34%のプレミアム、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である1,088円に対して0.83%のプレミアムとなる金額です。

以上のことから、当社は、本株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本株式の処分条件について十分に討議、検討を行い、決議に参加できる取締役全員の賛成により本株式の処分につき決議いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本株式の払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分により割当予定先に対して割り当てられる本株式の数は合計227,800株であり、同株式に係る議決権の数は合計2,278個であるため、本自己株式処分前の当社の発行済株式総数5,778,000株(2022年11月30日現在)に対する比率は3.94%、同日現在の当社の議決権総数51,712個(2022年11月30日現在)に対する比率は4.41%となり、一定の希薄化が生じます。

また、本自己株式処分により割当予定先に対して割り当てられる本株式の数である合計227,800株に、2022年8月24日に決議し2022年9月9日に発行した第1回新株予約権及び第2回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数である400,000株を合算した場合、合計株式数は627,800株でありこれらの株式に係る議決権の数は合計6,278個であるため、本自己株式処分前の当社の発行済株式総数5,778,000株(2022年11月30日現在)に対する比率は10.87%、同日現在の当社の議決権総数51,712個(2022年11月30日現在)に対する比率は12.14%となります。しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本自己株式処分は本資本業務提携の一部であり、本資本業務提携により当社の事業価値の向上が期待できること、本自己株式処分により調達した資金を上記の資金用途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本自己株式処分はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、処分数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	688,800	13.32	688,800	12.76
高橋 伸彰	東京都文京区	652,300	12.61	652,300	12.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	632,300	12.23	632,300	11.71
合同会社NOB	東京都文京区湯島2丁目4番3号	342,000	6.61	342,000	6.33
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	280,000	5.41	280,000	5.19
能美 裕一	石川県加賀市	195,100	3.77	195,100	3.61
ONGAESHIキャピタル投資事業有限責任組合1号	東京都港区芝3丁目1番14号	0	0	182,300	3.38
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13番1号)	157,500	3.05	157,500	2.92
高野 隆	神奈川県藤沢市	140,800	2.72	140,800	2.61
いちご株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	60,000	1.16	60,000	1.11
計	-	3,148,800	60.89	3,331,100	61.70

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2022年11月30日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 当社は、上記のほか自己株式600,480株(2022年11月30日現在)を保有しております。

4. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する688,800株には当社が設定した役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に係る当社株式35,500株が含まれております。なお、当該役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に係る当社株式は、自己株式に含まれておりません。

5. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する688,800株のうち450,000株については、委託者兼受益者を高橋伸彰氏、受託者を三井住友信託銀行株式会社とする担保株式管理処分信託契約に係るものです。2023年1月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、高橋伸彰氏及びその共同保有者である合同会社NOBが2022年12月23日現在で以下の株式を所有している旨の記載がされていることを確認しております。但し、当社として2022年11月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
高橋 伸彰	東京都文京区	1,102,300	19.08
合同会社NOB	東京都文京区湯島2丁目4番3号	342,000	5.92

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第17期、提出日2022年2月22日)及び四半期報告書(第18期第3四半期、提出日2022年10月14日)(以下総称して「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2023年2月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2023年2月14日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第17期)の提出日(2022年2月22日)以後、本有価証券届出書提出日(2023年2月14日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2022年3月1日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2022年2月22日開催の当社第17期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年2月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円(うち、コロナ禍におけるご支援に対する感謝配当10円)

配当総額 56,127,200円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年2月24日

第1号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、期末配当を当社普通株式1株につき50円と変更するよう修正動議が提出されました。

第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

当社が新たに企画した空中店舗フィル・パークへ移転することで、人員の増加に伴うスペースを確保するとともに、モデルルーム機能も備えることで営業力の強化を図るため、本店の所在地を東京都千代田区から東京都中央区へ変更するものであります。本変更につきましては、附則により2022年12月29日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとします。

機動的な配当政策及び資本政策の実施を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限においても決定できるよう規定を新設し、これに伴い内容が重複する規定を削除するものであります。

上記の各変更に伴う条数の変更及びその他所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、能美裕一、高野隆、肥塚昌隆、西村洋介、小豆澤信也、福嶋宏聡、吉水将浩、大津武及び佐藤孝幸を選任するものであります。

第3号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、取締役候補者を9名から7名に減らすよう修正動議が提出されました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、金子麻理、川野恭及び西野比呂子を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額500,000千円以内(うち社外取締役分は50,000千円以内)とするものであります。

第5号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、報酬等の額を年額500,000千円以内から年額300,000千円以内に減らすよう修正動議が提出されました。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とするものであります。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象とする業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠を改めて設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	37,106	132	0	(注)1	可決 99.62
第2号議案	36,252	986	0	(注)2	可決 97.33
第3号議案				(注)3	
1 能美 裕一	32,644	4,594	0		可決 87.64
2 高野 隆	32,670	4,568	0		可決 87.71
3 肥塚 昌隆	32,674	4,564	0		可決 87.72
4 西村 洋介	22,566	14,672	0		可決 60.58
5 小豆澤 信也	32,670	4,568	0		可決 87.71
6 福嶋 宏聡	34,109	3,129	0		可決 91.58
7 吉水 将浩	34,112	3,126	0		可決 91.58
8 大津 武	22,550	14,688	0		可決 60.54
9 佐藤 孝幸	34,101	3,137	0	可決 91.55	
第4号議案				(注)3	
1 金子 麻理	34,468	2,770	0		可決 92.54
2 川野 恭	34,474	2,764	0		可決 92.56
3 西野 比呂子	24,347	12,891	0	可決 65.36	
第5号議案	24,030	13,208	0	(注)1	可決 64.51
第6号議案	34,389	2,849	0	(注)1	可決 92.33
第7号議案	28,951	8,287	0	(注)1	可決 77.73

- (注) 1. 第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第3号議案及び第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
4. 第1号議案、第3号議案及び第5号議案につきましては、修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、修正動議が成立する余地がなくなったため、各修正動議に関する議決権の数は集計しておりません。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案(修正動議は除く。)は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

3. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第17期)の提出日(2022年2月22日)以後、本有価証券届出書提出日(2023年2月14日)までの間において、変更はありません。

4. 自己株式の取得状況

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第17期)の提出日(2022年2月22日)以後、本有価証券届出書提出日(2023年2月14日)までの間において、以下の自己株券買付状況報告書を関東財務局長に提出しております。

(2022年3月1日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2022年2月28日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2022年1月28日)での決議状況 (取得期間2022年1月31日～2022年2月28日)	500,000		500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	2月1日	50,000	52,626,000
	2月2日	50,000	57,421,000
	2月3日	35,000	40,907,800
	2月4日	35,000	41,561,900
	2月7日	20,000	23,196,500
	2月8日	25,000	28,634,500
	2月9日	25,000	29,552,500
	2月10日	35,000	41,884,600
	2月14日	20,000	23,706,400
	2月15日	25,000	28,455,700
	2月16日	25,000	29,867,600
	2月17日	25,000	29,780,400
	2月18日	34,700	41,339,900
計		404,700	468,934,800
報告月末現在の累計取得自己株式		435,200	499,879,600
自己株式取得の進捗状況(%)		87.04	99.98

(注) 取得期間及び取得自己株式は約定日基準で記載しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2022年2月28日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	5,778,000
保有自己株式数	600,480

(注) 1. 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求による取得分を含めております。

2. 保有自己株式数には、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式49,000株は含まれておりません。

5. 最近の業績の概要

当社の第18期連結会計年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)における連結財務諸表は以下の通りです。但し、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したのではなく、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年11月30日)	当連結会計年度 (2022年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,193,330	2,250,657
売掛金	5,127	43,826
販売用不動産	168,903	616,347
仕掛販売用不動産	95,760	740,674
未成業務支出金	40,022	14,562
未収還付法人税等	-	132,382
その他	72,770	88,245
流動資産合計	4,575,914	3,886,695
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	216,911	195,899
工具、器具及び備品(純額)	3,491	3,203
リース資産(純額)	109,353	102,373
有形固定資産合計	329,756	301,477
無形固定資産		
のれん	161,423	135,247
ソフトウェア	7,347	9,137
無形固定資産合計	168,771	144,384
投資その他の資産		
投資有価証券	90,581	103,141
長期貸付金	5,042	28,042
差入保証金	143,078	138,895
破産更生債権等	23,658	23,658
繰延税金資産	128,719	140,363
その他	13,490	12,090
貸倒引当金	28,701	28,701
投資その他の資産合計	375,869	417,490
固定資産合計	874,397	863,352
資産合計	5,450,312	4,750,048

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2021年11月30日)	当連結会計年度 (2022年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	168,205	458,167
1年内返済予定の長期借入金	37,280	70,236
リース債務	5,369	5,670
未払法人税等	265,419	94,650
前受金	1,252,557	728,864
預り金	15,707	18,967
株式給付引当金	33,497	-
その他	350,410	152,164
流動負債合計	2,128,446	1,528,719
固定負債		
長期借入金	202,792	439,220
リース債務	122,866	117,196
資産除去債務	52,374	50,050
長期前受収益	31,379	29,037
長期預り保証金	136,243	140,753
その他	2,095	1,335
固定負債合計	547,750	777,593
負債合計	2,676,197	2,306,313
純資産の部		
株主資本		
資本金	789,647	789,647
資本剰余金	789,647	789,647
利益剰余金	1,801,442	1,936,076
自己株式	609,747	1,076,502
株主資本合計	2,770,989	2,438,868
新株予約権	2,148	3,974
非支配株主持分	977	892
純資産合計	2,774,114	2,443,735
負債純資産合計	5,450,312	4,750,048

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	当連結会計年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
売上高	5,432,354	4,378,593
売上原価	3,726,568	3,350,502
売上総利益	1,705,785	1,028,090
販売費及び一般管理費	980,873	858,250
営業利益	724,912	169,840
営業外収益		
受取利息	362	542
受取配当金	110	90
受取補償金	1,681	-
還付加算金	1,224	-
持分法による投資利益	-	47,764
助成金収入	-	2,500
その他	31	1,194
営業外収益合計	3,409	52,092
営業外費用		
支払利息	10,009	9,273
持分法による投資損失	1,229	-
新株予約権発行費	-	11,307
支払手数料	3,805	1,249
営業外費用合計	15,045	21,831
経常利益	713,276	200,100
特別利益		
投資有価証券売却益	-	18,953
資産除去債務戻入益	-	2,571
特別利益合計	-	21,525
特別損失		
投資有価証券評価損	55,794	-
減損損失	18,138	-
特別損失合計	73,933	-
税金等調整前当期純利益	639,342	221,626
法人税、住民税及び事業税	300,379	116,940
法人税等調整額	68,378	37,333
法人税等合計	232,001	79,607
当期純利益	407,341	142,019
非支配株主に帰属する当期純損失()	129	84
親会社株主に帰属する当期純利益	407,470	142,103

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	当連結会計年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
当期純利益	407,341	142,019
包括利益	407,341	142,019
(内訳)		
非支配株主に係る包括利益	129	84
親会社株主に係る包括利益	407,470	142,103

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	789,647	789,647	1,393,971	120,572	2,852,692	2,148	-	2,854,840
会計方針の変更による累積的影響額					-			-
会計方針の変更を反映した当期首残高	789,647	789,647	1,393,971	120,572	2,852,692	2,148	-	2,854,840
当期変動額								
剰余金の配当					-			-
親会社株主に帰属する当期純利益			407,470		407,470			407,470
自己株式の取得				489,174	489,174			489,174
自己株式の処分					-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							977	977
当期変動額合計	-	-	407,470	489,174	81,703	-	977	80,726
当期末残高	789,647	789,647	1,801,442	609,747	2,770,989	2,148	977	2,774,114

当連結会計年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	789,647	789,647	1,801,442	609,747	2,770,989	2,148	977	2,774,114
会計方針の変更による累積的影響額			48,657		48,657			48,657
会計方針の変更を反映した当期首残高	789,647	789,647	1,850,100	609,747	2,819,646	2,148	977	2,822,772
当期変動額								
剰余金の配当			56,127		56,127			56,127
親会社株主に帰属する当期純利益			142,103		142,103			142,103
自己株式の取得				499,879	499,879			499,879
自己株式の処分				33,124	33,124			33,124
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						1,826	84	1,741
当期変動額合計	-	-	85,976	466,755	380,778	1,826	84	379,036
当期末残高	789,647	789,647	1,936,076	1,076,502	2,438,868	3,974	892	2,443,735

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	当連結会計年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	639,342	221,626
減価償却費	37,827	34,642
のれん償却額	26,176	26,176
受取利息及び受取配当金	472	632
支払利息	10,009	9,273
助成金収入	-	2,500
持分法による投資損益(は益)	1,229	47,764
投資有価証券評価損益(は益)	55,794	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	18,953
資産除去債務戻入益	-	2,571
新株予約権発行費	-	11,307
減損損失	18,138	-
売上債権の増減額(は増加)	3,120	38,698
棚卸資産の増減額(は増加)	1,542,654	1,069,856
仕入債務の増減額(は減少)	37,586	341,334
前受金の増減額(は減少)	542,446	523,692
預り金の増減額(は減少)	1,538	3,259
差入保証金の増減額(は増加)	8,588	4,182
長期預り保証金の増減額(は減少)	9,191	4,510
その他	367,719	201,583
小計	3,180,843	1,249,939
利息及び配当金の受取額	135	128
利息の支払額	9,847	9,389
助成金の受取額	-	2,500
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	119,983	406,683
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,291,115	1,663,383
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8,076	1,596
投資有価証券の取得による支出	-	0
無形固定資産の取得による支出	260	5,607
長期貸付けによる支出	-	23,000
投資有価証券の売却による収入	-	53,795
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,106	-
その他	1,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,229	23,591
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	228,000	-
長期借入れによる収入	-	340,000
長期借入金の返済による支出	435,506	70,616
新株予約権の発行による支出	-	9,481
自己株式の取得による支出	489,174	501,129
配当金の支払額	55	56,284
リース債務の返済による支出	5,084	5,369
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,157,820	302,881
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,127,064	1,942,673
現金及び現金同等物の期首残高	2,066,266	4,193,330
現金及び現金同等物の期末残高	4,193,330	2,250,657

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、「請負受注スキーム」における企画・デザイン等、設計監理、工事請負に係る収益の計上について、従来は竣工引渡基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は53,902千円減少し、売上原価は8,061千円減少し、売上総利益は45,841千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ45,841千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は48,657千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は48,657千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19条及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社グループは、「空中店舗フィル・パーク」等、空間ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	当連結会計年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
1株当たり純資産額	498.05円	474.30円
1株当たり当期純利益	72.25円	27.22円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	71.26円	-円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	当連結会計年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	407,470	142,103
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	407,470	142,103
普通株式の期中平均株式数(株)	5,639,673	5,220,045
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	78,782	-
(うち新株予約権(株))	(78,782)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数2,430個)	新株予約権4種類 (新株予約権の数6,430個)

3. 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度49,000株、当連結会計年度35,500株であります。また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度49,000株、当連結会計年度39,562株であります。

4. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益はそれぞれ9円46銭及び9円32銭増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 2020年12月1日 至 2021年11月30日	2022年2月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第3四半期)	自 2022年6月1日 至 2022年8月31日	2022年10月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年2月22日

株式会社フィル・カンパニー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 健 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉 本 和 芳

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィル・カンパニーの2020年12月1日から2021年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィル・カンパニー及び連結子会社の2021年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

空中店舗フィル・パークの「請負受注スキーム」売上高の期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社が営む空中店舗フィル・パーク事業のうち土地オーナーに空中店舗フィル・パークの企画提案をする「請負受注スキーム」においては、会社が物件を建築し完成・竣工した時点で顧客に物件を引き渡す。同時に顧客より確認書を受領し、それをもとに売上が計上される。</p> <p>主に以下の理由から、建築工事が未了であるにも関わらず売上計上がされる潜在的なリスクが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「請負受注スキーム」では、物件を建設する土地の形状による工事内容や建築材料の調達等の工事諸条件の決定、下請建築工事会社の管理、顧客要望との調整など、物件が完成するまでのプロジェクト管理は広範囲にわたる。仮にプロジェクトがスムーズに進捗しないケースが生じた場合は、契約期間内に物件が完成しない可能性があること ・案件1件当たりの売上高がグループ全体の売上高に占める割合が高いため、売上計上の可否が業績予想の達成に大きな影響を与えること。 <p>以上のことから、当監査法人は空中店舗フィル・パークの「請負受注スキーム」売上高の期間帰属の適切性が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、空中店舗フィル・パークの「請負受注スキーム」売上高の期間帰属の適切性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>会社の「請負受注スキーム」売上高の計上プロセスを理解するとともに、特に以下の内部統制について整備運用状況の評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事が完了していることを確かめる内部統制 ・顧客から確認書を入手し適切な時期の売上高計上を担保する内部統制 <p>(2) 「請負受注スキーム」売上高の期間帰属の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会議事録の閲覧や経営管理部への質問により工事の遅れが発生していないか確かめた。 ・期末月に竣工する物件について、現場視察を行い工事が完了し引渡し可能な物件が否かを確かめた。 ・「請負受注スキーム」売上高全件について、顧客との契約書、確認書等の関連証憑と照合して契約通りに工事が完了していることを確かめた。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意思表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸

表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フィル・カンパニーの2021年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社フィル・カンパニーが2021年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人

は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社フィル・カンパニー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 健 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉 本 和 芳

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィル・カンパニーの2020年12月1日から2021年11月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィル・カンパニーの2021年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

空中店舗フィル・パークの「請負受注スキーム」売上高の期間帰属

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(空中店舗フィル・パークの「請負受注スキーム」売上高の期間帰属)と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年10月12日

株式会社フィル・カンパニー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森 田 健 司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 倉 本 和 芳

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィル・カンパニーの2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年12月1日から2022年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィル・カンパニー及び連結子会社の2022年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。